

行政機関等非識別加工情報に関する委員会規則（案）及びガイドライン（案）

1. 策定の趣旨

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「行政機関等個人情報保護法」という。）に基づき、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報（以下「行政機関等非識別加工情報」という。）の提供に関する手続等を委員会規則で定めるとともに、加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方をガイドラインで示すものである。

2. 委員会規則における主な規定

（1）非識別加工情報の定義

個人に関する情報との照合から除外される「他の情報」は、個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報とする（※1）。

（※1）非識別加工情報は、「他の情報」との照合により特定の個人を識別することができないように加工したものとしつつも、行政機関等において元の個人情報との照合による識別可能性が残ることから、非識別加工情報であることが否定されないよう、例外的に「他の情報」から元の個人情報除外されることを確認的に定めるものである。

（2）提案等の手続

① 提案の募集

- 行政機関等は、毎年度1回以上、30日以上の期間を定め、インターネット等により提案を募集する。なお、提案募集に必要な事項は、募集前に公示する。

② 提案の方法

- 提案者の本人確認書類を添付の上、提案書により提案する（代理人による提案も同様。）。

③ 提案の審査基準

- 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限は、1,000人とする（※2）。

（※2）行政機関個人情報保護法施行令第5条及び独立行政法人等個人情報保護法施行令第3条において、個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている個人情報ファイルの本人の数の下限が1,000人と規定されていることによる。

- 加工基準は、個人情報保護委員会規則第19条（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）に準じて規定する。
- 利用期間は、その利用の目的・方法からみて必要な期間とする。

④ 審査結果の通知及び契約の締結等

- 審査基準に適合するときは、契約の締結の申込書及びその契約に関する書類（契約書）を添付の上、通知書により審査結果を通知する（※3）。

（※3）審査基準に適合しないときは、その理由を付して通知書により審査結果を通知する。

- 契約を締結しようとするときは、通知書に添付された申込書に手数料を貼付（※4）等の上、契約書を行政機関等に提出する。

（※4）行政機関個人情報保護法施行令第25条に手数料の額及びその納付方法が原則として収入印紙による旨を規定している。

（3）行政機関等非識別加工情報の作成

行政機関等が提案者との間で契約を締結したときは、上記（2）③の加工基準に従って行政機関等非識別加工情報を作成する（作成を外部委託するときも同様。）。

（4）安全確保の措置

安全確保の措置は、個人情報保護委員会規則第20条（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）に準じて規定する（取扱いを受託するときも同様に当該安全確保の措置の基準に従う。）。

3. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）（※5）に準じて、委員会規則で定める行政機関等非識別加工情報の作成の方法に関する基準及び安全確保の措置等の考え方を示す。

（※5）行政機関等個人情報保護法等の改正法により、個人情報保護法第38条（識別行為の禁止）が改正され、匿名加工情報に加え行政機関等非識別加工情報が対象とされたことに伴い、個人情報保護法ガイドラインの通則編及び匿名加工情報編に引用されている同条の条文を修正し、解説を必要に応じ修正する。なお、当該修正は、法律の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うもので、軽微な変更に該当（行政手続法第39条第4項第8号）することから、意見公募手続を実施しないこととする。

（参 考）今後の予定

3月末頃 公布（予定）

5月30日 施行（予定）

1. 個人情報保護委員会規則

○行政機関等個人情報保護法に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則として下記について規定することとする。

行政機関等個人情報保護法		主な事項	主な内容
1	非識別加工情報の定義 (法第2条第8項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非識別加工情報と照合する他の情報から除かれる情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・非識別加工情報の作成に用いる個人情報を除かれる情報とする
2	① 提案の募集 (法第44条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等による募集の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集の期間や募集の具体的方法等
	② 提案の方法 (法第44の5第2項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案の提出方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書面への記載事項や添付書類等
	③ 提案の審査基準 (法第44条の7第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限 (第2号) ➤ 加工の方法 (基準) 等 (第3号) ➤ 行政機関等非識別加工情報の利用期間 (第5号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等非識別加工情報がその用に供される事業内容や欠格事由など法律で明確化されている事項以外に必要なとなる具体的な審査基準等
	④ 審査結果の通知、 契約の締結等 (法第44条7第2項及び第3項、 法第44条の9)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案の審査結果の通知や契約の締結等に関する手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続に必要な様式等
3	行政機関等非識別加工情報の作成 (法第44条の10)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報を作成するための加工基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができず、かつ、保有個人情報を復元することができないようにするための加工基準
4	安全確保の措置 (法第44条の15)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政機関等非識別加工情報等の適切な管理に必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除情報や加工に関する情報等の漏えい防止等の措置の基準

2. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

○個人情報保護委員会規則のうち非識別加工情報に関する加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方を示すこととする。

○行政機関等非識別加工情報の加工基準及び安全確保の措置等については、個人情報保護委員会ガイドライン（匿名加工情報編）に準拠することとする。